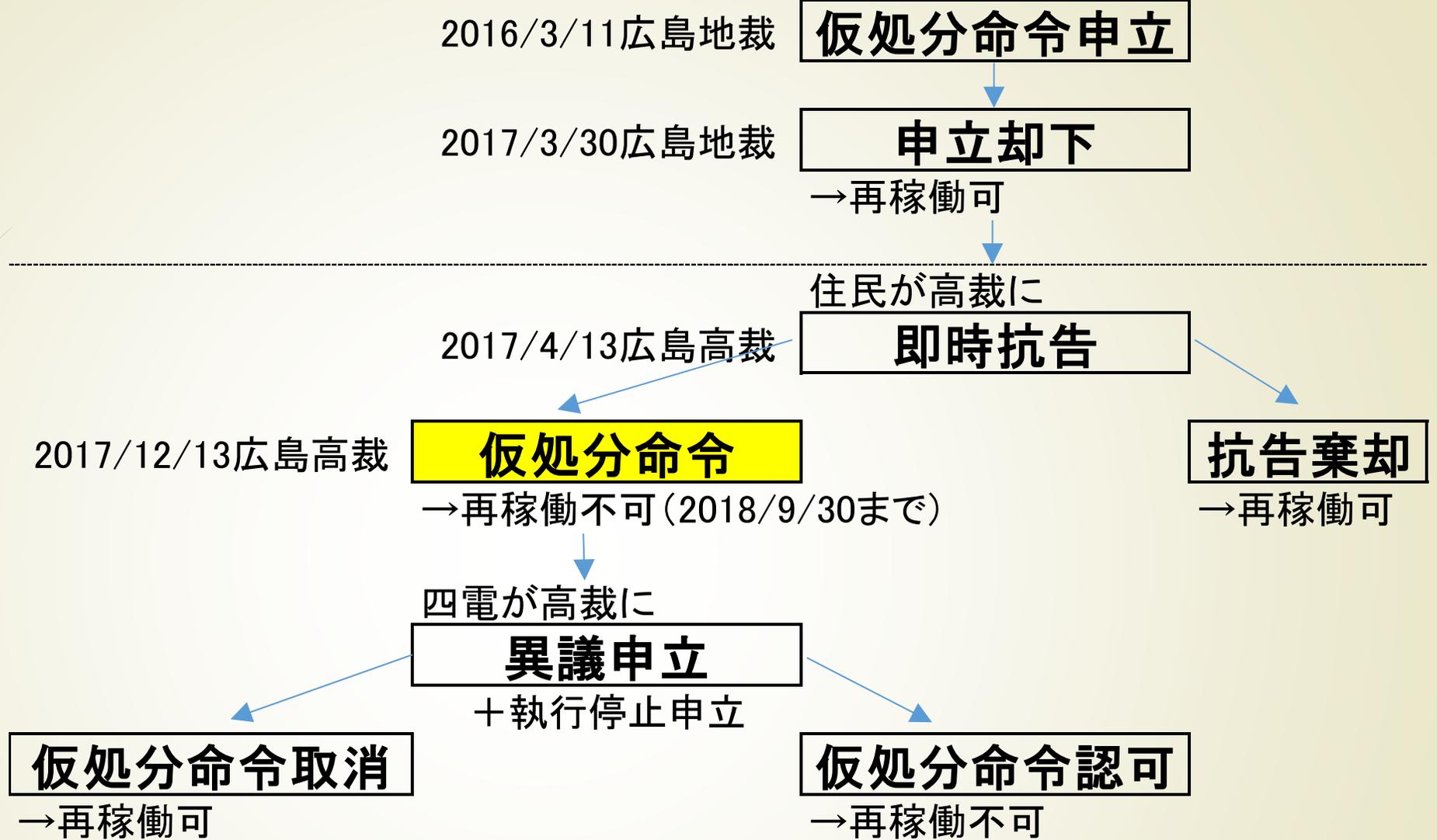




広島高裁伊方原発運転差止決定 と今後の原発裁判の行方

1

2017/12/16 関西・福井の交流集会 弁護士 鹿島 啓一



(参考)高裁の決定に対する不服申立手続

憲法違反がある場合

最高裁判例等に反する場合

法令の解釈に関する重要な事項を含む場合

最高裁に

特別抗告

許可抗告

広島高裁伊方原発裁判の経過

2015年4月14日 福井地裁高浜原発運転差止仮処分決定を受けて、広島市民から伊方原発裁判提訴の要請

2015年9月 広島弁護士結成（弁護士長 胡田（えびすだ） 敢）

2015年10月 愛媛弁護士（松山地裁に伊方原発本訴係属）に協力要請

（2016年3月9日 大津地裁高浜原発運転差止仮処分決定）

2016年3月11日 広島地裁に伊方原発本訴と仮処分申立て

（2016年5月31日 松山地裁に伊方原発仮処分申立て）

（2017年3月28日 大阪高裁高浜原発仮処分取消決定）

2017年3月30日 広島地裁伊方原発仮処分却下決定

2017年4月13日 広島高裁に即時抗告申立て

（2017年6月13日 佐賀地裁玄海原発仮処分却下決定）

（2017年7月21日 松山地裁伊方原発仮処分却下決定）

2017年12月13日 広島高裁伊方原発運転差止仮処分決定

広島高裁伊方原発運転差止決定の意義①

▶ 再稼働をストップ

伊方原発3号機

2016年	8月	再稼働
2017年	10月	定期検査入り
2018年	1月	再稼働予定

だったが、

2018年9月30日まで再稼働できなくなった。

※四国電力の執行停止または異議が認められた場合は再稼働できるようになる。

広島高裁伊方原発運転差止決定の意義②

- ▶ 福島第一原発事故後初めての高裁勝訴
- ▶ 福島第一原発事故前を含めると名古屋高裁金沢支部もんじゅ訴訟に続いて2例目の高裁勝訴
- ▶ もんじゅ訴訟は行政訴訟であったので、民事訴訟での高裁勝訴は初
- ▶ 仮処分での高裁勝訴も初

広島高裁伊方原発運転差止決定の意義③

▶ 被爆地ヒロシマでの勝訴

「ふるさと広島を守りたい」ヒロシマの被爆者と広島市民が、伊方原発からの放射能被曝を拒否し、提訴

広島高裁伊方原発運転差止決定の意義④

▶ 火山についての規制委員会の判断を不合理と認定

i 立地評価

阿蘇4噴火の火砕流が伊方原発敷地に到達した可能性が十分小さいと評価することはできないから、伊方原発の立地は不適である

ii 影響評価

降下火砕物の層厚の想定は過少であり、これを前提として算定された大気中濃度の想定も過小である

炉規法とその下位法規等の構造

- ▶ 炉規法§43の3の8Ⅱ が §43の3の6Ⅰ ④を準用
設置変更許可処分の要件

「…位置、構造及び設備が…災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること」

- ▶ 設置許可基準規則§6Ⅰ

「安全施設は、想定される自然現象（地震…を除く）…が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない」

- ▶ 火山影響評価ガイド1.総則

「原子力発電所に影響を及ぼし得る火山の抽出、抽出された火山の火山活動に関する個別評価、原子力発電所に影響を及ぼし得る火山事象の抽出及びその影響評価のための方法と確認事項をとりまとめたもの」

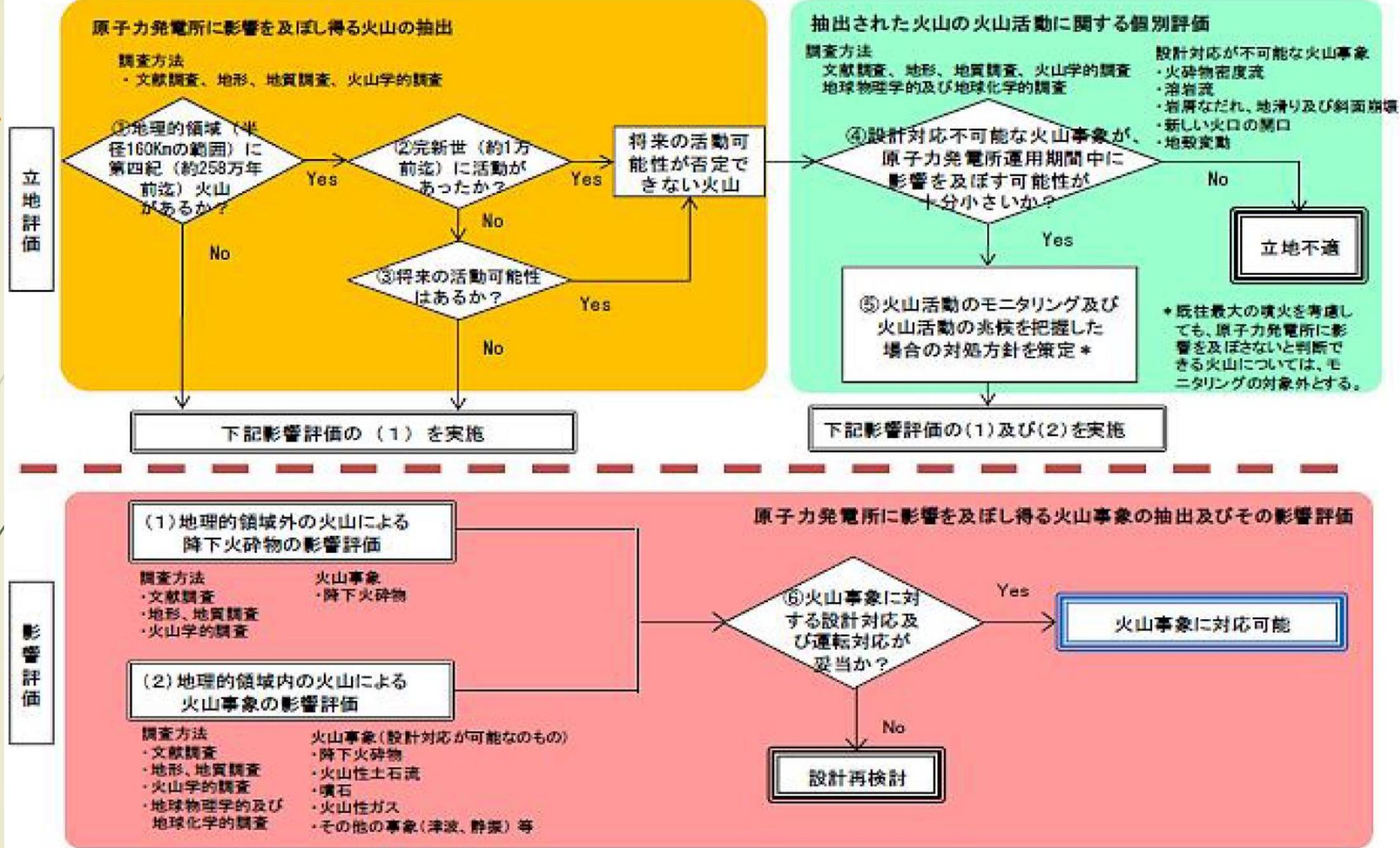


図1 原子力発電所に影響を及ぼす火山影響評価の基本フロー

i 立地評価（火砕流）について

- ▶ 火山ガイドにおいて160kmの範囲が地理的領域とされるのは、国内の最大規模の噴火である阿蘇4噴火において火砕物密度流到達した距離が160kmであると考えられているためであり、阿蘇において阿蘇4噴火と同規模の噴火が起きた場合に阿蘇から約130kmの距離にある本件敷地に火砕流が到達する可能性が十分小さいと評価するためには、相当程度に確かな立証（疎明）が必要である（359～360頁）
- ▶ 広島地裁決定や福岡高裁宮崎支部川内原発決定のように、火山ガイドが考慮すべきと定めた自然災害について限定解釈をして判断基準の枠組みを変更すること（VEI7以上の規模のいわゆる破局的噴火については、その可能性が相応の根拠をもって示されない限り、自然災害として想定しなくてもよい）は、原子炉等規制法の趣旨に反し、許されない（362～365頁）

ii 影響評価（火山灰）について

- ▶ 伊方原発の運用期間中に阿蘇においてVEI 6以上の噴火が生じる可能性が十分小さいと評価することはできないところ、VEI 6の噴火の最小の噴火規模を前提としても、噴出量は、四国電力が想定した九重第一軽石の噴出量の約2倍近くになるから、降下火砕物の層厚の想定は過少であり、これを前提として算定された大気中濃度の想定も過小である

※①火砕流よりもさらに踏み込んで、VEI 6レベルの噴火によっても、層厚に過小評価があるとしている点が重要（これまでは濃度の過小性を認定する裁判例はあっても、層厚の過小性を認定する裁判例はなかった）。

※②現在改訂が行われている火山ガイドは、あくまでも現状の層厚を前提として、濃度だけを修正しようというものであり（田中俊一元原規委委員長が、H29年2月の委員会でその旨明確に発言している）、仮に火山ガイドが改訂され、事業者がこれに対する対応を採ったとしても、火山灰に対する危険性は解消されない。

広島高裁決定の問題点

- ▶ 証拠調べの手續に制約のある仮処分であり、火山事象の影響による危険性の評価について、現在係属中の本案訴訟において、証拠調べの結果、本案裁判所が当裁判所と異なる判断をする可能性もあること等の事情を考慮し、四国電力に運転停止を命じる期間は、平成30年9月30日までと定める
- ▶ 火山事象の影響による危険性以外の争点については、新規制基準は合理的であり、伊方原発が新規制基準に適合するとした原子力規制委員会の判断も合理的である
- ▶ 発生頻度が著しく小さくしかも破局的被害をもたらす噴火によって生じるリスクは無視し得るものとして容認するというのが我が国の社会通念ではないかとの疑いがないではない

広島高裁決定を出した裁判官

- ▶ 裁判長：野々上友之裁判官
2017/12/21 定年退官予定
- ▶ 右陪席：太田雅也裁判官
2017/12/1 ~ 広島地家裁福山支部長
本件については職務代行辞令
- ▶ 左陪席：山本正道裁判官

他の伊方原発裁判

- ▶ 広島地裁本訴
- ▶ 松山地裁本訴
- ▶ 高松高裁仮処分（松山地裁仮処分の抗告審）
- ▶ 大分地裁仮処分
- ▶ 山口地裁岩国支部仮処分

法的に影響するのは広島地裁本訴のみ

他の原発裁判

- ▶ 名古屋高裁金沢支部大飯原発本訴
2017 / 11 / 20 結審
- ▶ 函館地裁大間原発本訴
2017 / 6 / 30 結審
- ▶ 大阪地裁高浜原発ミサイル仮処分